

組合加入の各種メリット



メリット1 食品国民健康保険

組合員の方であれば、安い保険料で加入することができる健康保険制度です。但し、個人経営者であることが条件となります。(法人の新規加入はできませんが、法人になる前に適用除外の承認をとれば加入できます。) ご家族、従業員も加入することができ、とてもお得な保険です。

	月 額	月 額(介護保険法該当者)
営業主(甲組合員)	17,000円	19,800円
従業員(乙組合員)	13,100円	15,900円
家 族	8,200円	11,000円

介護保険法 第9条第2号に該当する 月額2,800円 被保険者(40歳以上65歳未満)

2017年4月現在

【加入手続きの流れ】

各組合の支部(店舗営業地区)へ加入し、保険の手続きも同時に行えます。

※注意:保険未加入支部もあります。※各支部の詳細は、事務局へお電話ください。

保険の詳細は、名古屋市食品国民健康保険組合まで

TEL(052)261-7661

メリット2 (一社)日本音楽著作権協会(JASRAC)割引制度

カラオケ・BGM使用料が生活衛生同業組合の組合員に限り料金の**20%割引の特典**が受けられます。1年分をまとめて支払うと一般料金より**28%割引**になります。

【注意】※カラオケをやめる場合は、その予定を事前に報告してください。

カラオケをやめてからの報告は、それまでの料金を支払う義務があります。

【中部支部】TEL(052)583-7590

カラオケの 月額使用料	客席・宴会場面積	月額使用料(税別)		1年分支払い 月あたり
		一 般	組 合 員	
	33.0㎡(10坪まで)	3,500円	2,800円	2,520円
	66.0㎡(20坪まで)	7,500円	6,000円	5,400円
	165.0㎡(50坪まで)	12,000円	9,600円	8,640円

お店で音楽を流している場合、下記の著作権料を支払う必要があります。

2017年4月現在

※但し、クラシックと有線放送ご利用の場合は対象外です。一般家庭、官公庁(入場無料)は非営利使用ですので免除となります。

BGMの 年額使用料	店舗等の面積	年額使用料(税別)	
		一 般	組 合 員
	500㎡まで	6,000円	4,800円
	1,000㎡まで	10,000円	8,000円
	3,000㎡まで	20,000円	16,000円
	6,000㎡まで	30,000円	24,000円
	9,000㎡まで	40,000円	32,000円
	9,000㎡を超える場合	50,000円	40,000円

※平成27年4月より、BGM使用料が20%割引になりました。

2017年4月現在

メリット3

経営相談、衛生に関する研修会等を実施しております。

その他、すし券(すし商組合)、NHK割引(ホテル・旅館組合)など、各組合にてクレジットカード手数料の割引、業務用スーパーのポイントサービス、食中毒・休業補償・その他損害保険制度がお値打ちにご利用頂ける制度がございますので、貴店の該当する組合へお気軽にお問い合わせください。

万が一のPL事故に備えて、食品衛生協会会員のための

総合食品営業賠償共済 **「あんしんフード君」で万全対策を!**

公益社団法人 名古屋市食品衛生協会

TEL 052-953-5901



振興事業貸付 **生活衛生同業組合員だけの制度**

- ・ 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合員の方にご利用いただけます。
- ・ 生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

業 種	設備資金	運転資金
	ご融資額	ご融資額
飲食店営業・喫茶店営業・食肉販売業・ 食鳥肉販売業・冰雪販売業・理容業・美容業	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
旅館業・興行場営業	7億2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)(※注)	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)

(※注)設備資金のご返済期間はお使いみちによって異なります。独立開業設備資金で特に必要な場合20年以内など。

2017年4月現在

振興事業促進支援融資制度

生活衛生同業組合から事業計画等の確認を受けた方は、振興事業貸付に定める利率から**0.15%(年利)引き下げます!!**

**組合員はさらに
金利が下がります!!**

新創業融資制度(無担保・無保証人)

開業をお考えの方にオススメ!!

- ・ 新たに事業を始める方、または事業開始後で税務申告を2期終えていない方

	運転資金(振興事業貸付)	設備資金(一般貸付または振興事業貸付)
ご融資額	3,000万円以内(うち運転資金1,500万円)	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)

※事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」が必要です。なお、事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。

※ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当する必要があります。

2017年4月現在

生活衛生改善貸付 (通称:衛経/無担保・無保証人)

**組合加入後半年経てば
お申し込み可能です。**

- ・ 生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方

	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内(注)	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした方で生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は生活衛生営業指導センター)の長の推薦が必要です。1,500万円を超えるお申込みの場合、別途事業計画書が必要になります。

2017年4月現在